

鹿屋市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額
を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市規則第 37 号

令和8年4月1日 決 裁

鹿屋市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を
定める規則の一部を改正する規則

鹿屋市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定め
る規則（平成18年鹿屋市規則第270号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「85,490円」を「90,790円」に、「42,700円」を「45,400円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。